

平成26年10月

事業者各位

本庄市企画財政部財政課

入札・契約制度の改正について

本市では、入札・契約制度について、平成26年10月1日以降にあっては下記のとおり取り扱うことといたしました。

この取扱いにあって、特に設計金額の事後公表試行にあたり、市民の疑惑や誤解を招くことがないように、職員には事業者との接触等に関して法令・服務規律を遵守させ、組織としてこれを徹底していきます。

事業者におかれましても本市職員との接触等には、万が一にも関係法令に抵触することがないように十分に理解・遵守していただき、公表・公開されていない情報、また、それを類推させる情報を職員から聞き出そうとするなどの「不当要求行為」とされる行為、また、市民や他の事業者に疑惑等を抱かれるような行動は慎んでいただきますようお願いいたします。

なお、万が一、不当要求に該当すると思われる行為が確認された場合には、情報の取得の成否に関わらず、本市規定に基づき厳格に処分することとなりますのでご留意ください。

【改正点】

1. 設計金額の事後公表試行について

平成26年10月20日以降に入札公告又は指名通知する建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理の案件について、試行的に設計金額を事後公表とします。

2. 再度入札の実施について

設計金額の事後公表に伴い、入札に係る不調不落の増加の恐れがあるため、所要の条件を満たした場合には再度入札を行うこととします。

なお、初度の入札に参加しなかった者、無効な入札を行った者又は最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。

3. 前金払い範囲の拡大について

請負事業者の資金調達の円滑化を図ることで、工事等の適正な施工を確保することを旨とし、前金払いの対象については、工事1件の請負代金の額を「300万円以上」に引き下げ、また、前金払いの限度額を「1億5,000万円」に引き上げます。

【処 分】

1. 不当要求行為について

職員に対し、不当要求行為等により秘密とされる諸情報を聞き出そうとした場合には、当該部所からの報告により、市として所要の行動をとることとなります。

その結果によっては、刑法における「公契約関係競売等妨害罪」として処罰され、更に、本庄市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第4項イにより、本市発注工事等において12月以上36月以内の指名停止となります。

2. 情報漏洩行為について

個人情報の保護に関する法律の目的は「個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」とされ、個人情報取扱事業者において、これが遵守されない場合には刑事罰として6月以下の懲役又は30万円以下の罰金、また、民事賠償として多額の賠償を求められる事例があります。

更に、本庄市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱別表第1第4項により、本市発注工事等において2月以上6月以内の指名停止となります。